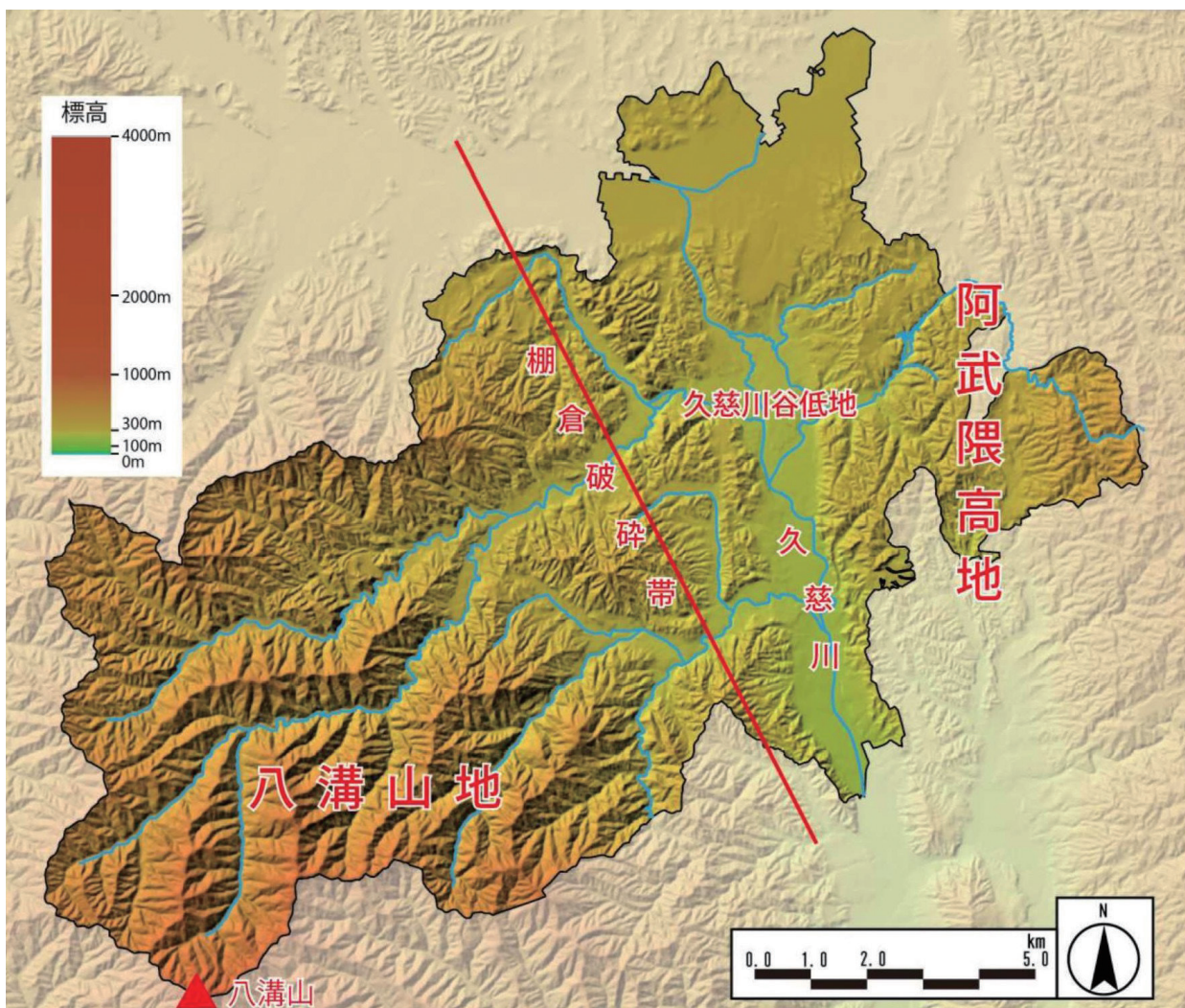


2 地形・地質

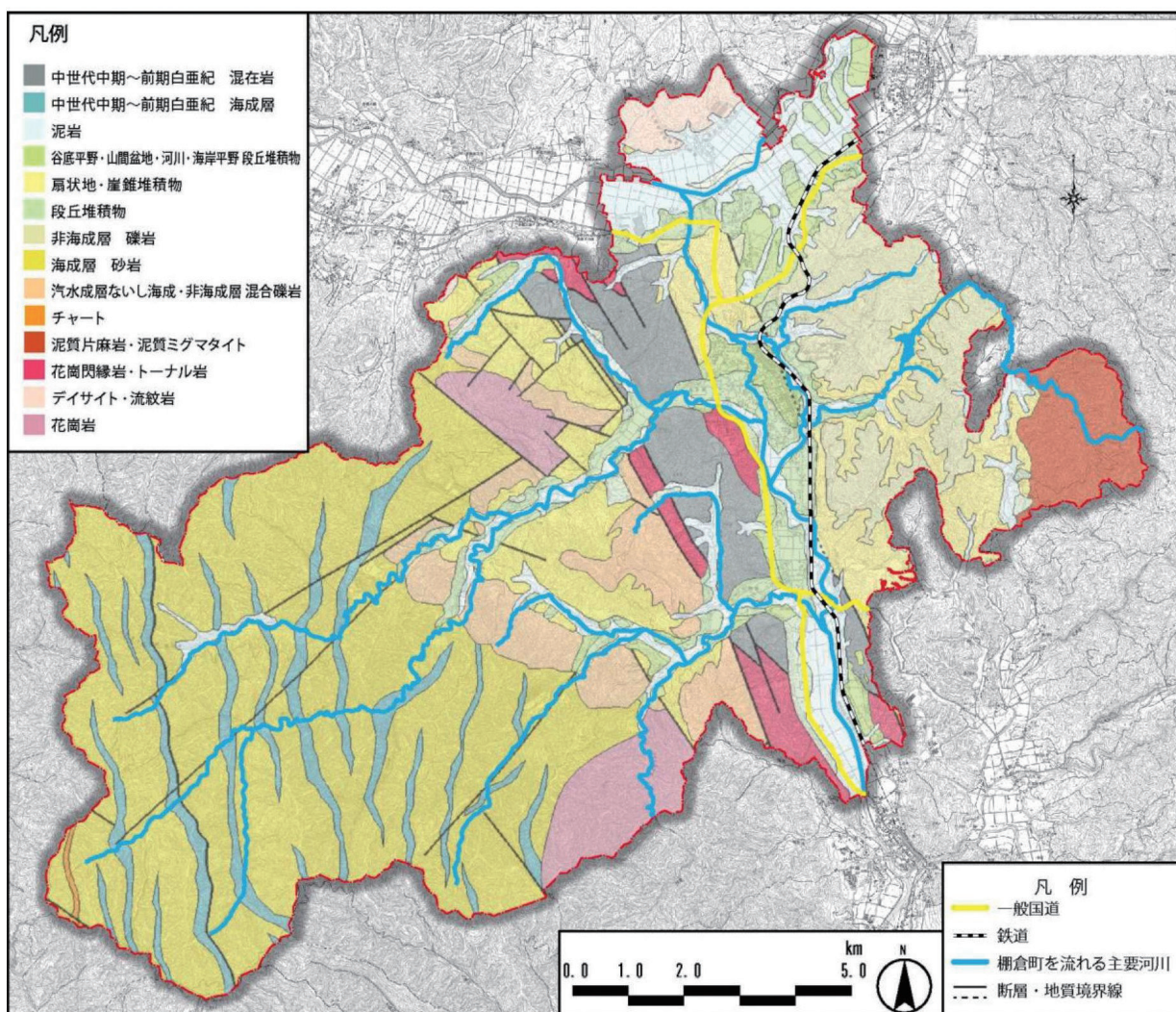
当町の東部は阿武隈高地に連なり、西部は八溝山地に囲まれ、中央に久慈川が流れ、市街地は久慈川谷低地（八溝地溝帯）に形成されている。また、当地には、東北、西南日本の地質を二分する破砕帯があり、この破砕帯を「棚倉破砕帯」（棚倉断層）といい、東北最大の構造線に一致するとされている。

なお、当町の地質をみると、西部八溝山地は、古生層（砂岩、礫岩等）をはじめ、花崗岩や結晶片岩などから成り、東部は阿武隈山地から供給された花崗岩類に由来する碎屑物質で構成されている。これらに挟まれて、新第三紀層からなる丘陵地と第四紀の沖積層に覆われた谷底平野が広がっている。

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波は、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらし、当町においても震度 6 弱を記録し、住家の損壊が 802 棟、社会教育施設や幼稚園、道路などの公共施設にも過去に例のない被害をもたらした。また、令和 3 年（2021）、令和 4 年（2022）の福島沖地震による土砂崩れ、建物への被害があった。



第 3 図 棚倉町の地形図
(国土地理院地理院タイル（標高タイル）一部加工)



第4図 棚倉町の地質図
(20万分の1日本シーレス地質図(産総研地質調査総合センター
(<https://www.gsj.jp/HomePageJP.html>)) 一部加工)

3 気候

当町(東白川郡)の気候は、清涼さわやかで、冬は温暖で四季を通じて極めて住みよい自然環境を有している。当町はおおむね太平洋型気候に属し、年平均降水量は約1,400mmで、全国平均約1,700mmより少ない傾向にある。また、東白川郡は、久慈川流域の温暖な気候の影響のためか、梅雨時期から台風の時期にかけて降水量が多く、6月から9月の4か月で年降水量の50%に達している。当町は東北部の冷温帯気候に属してはいるが、年平均気温は11℃程度となっており、更に積雪量は少なく四季を通じて比較的温暖な気候となっている。

令和元年10月12日の台風第19号(令和元年東日本台風)により、福島県では全域で非常に激しい雨となり、本県で初めて大雨特別警報が発表された。更に、2週間後の

10月25日から26日にかけても、浜通りを中心に再び非常に激しい雨が降り、これら
 の大雨で、阿武隈川を始めとした県内の河川で破堤するなど広範囲で甚大な浸水被害が発生
 した。当町においても町内北部を流れる社川の堤防が決壊、床下浸水等甚大な被害をうけ
 た。



第5図 10年間の月別平均気温(平成21年～平成30年(2009～2018))
 (資料：気象庁データ)

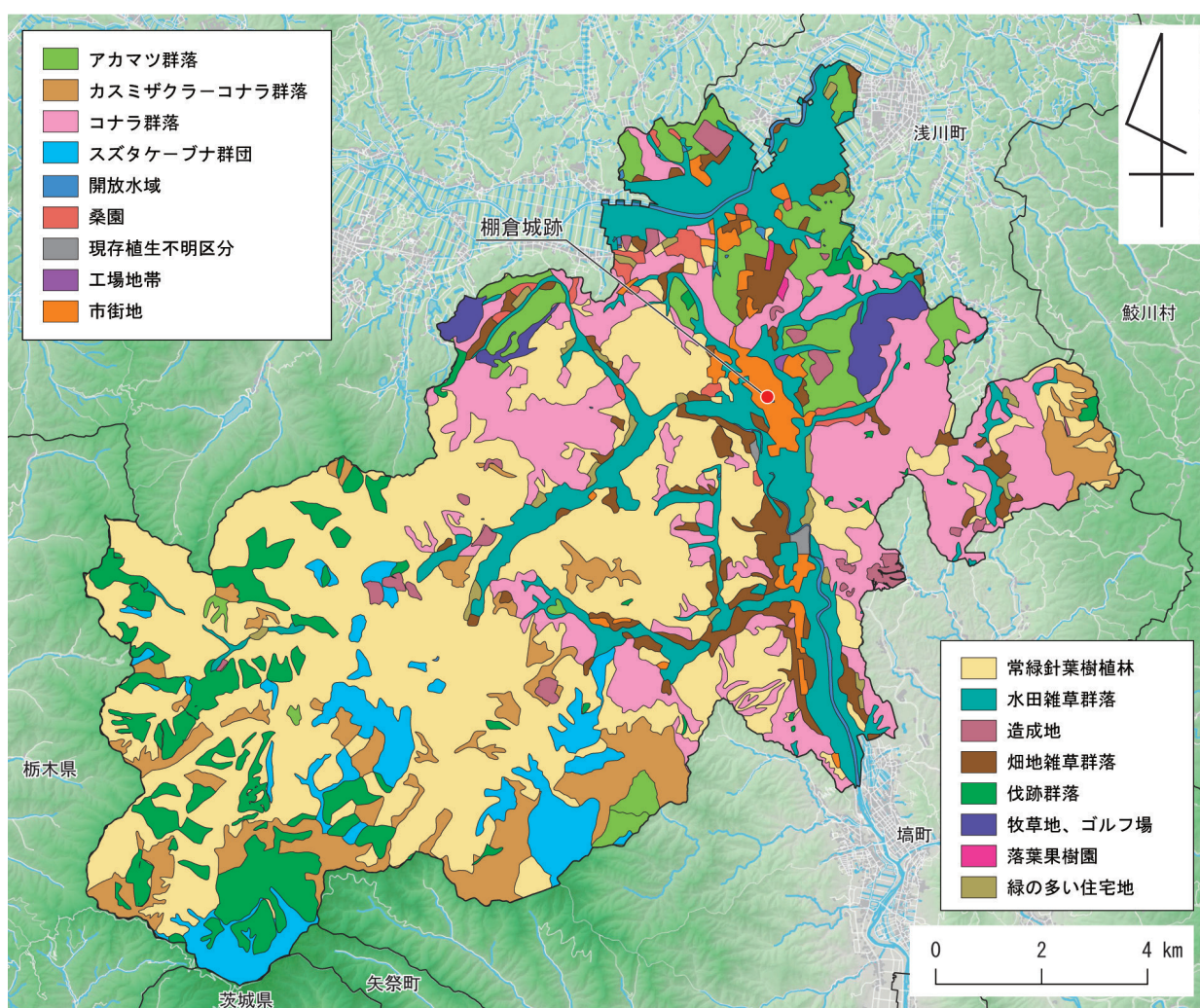


第6図 10年間の月別平均降水量(平成21年～平成30年(2009～2018))
 (資料：気象庁データ)

4 植生

当町は、総土地面 15,993 ha に対し、山林の面積が 11,880ha あり、町域の約 7 割が山林となっている。また、八溝山（標高 1,022m）から八溝山地と奥羽山脈が連なり、森林に恵まれた地域となっている（農林水産省統計情報）。八溝山の代表的な植生はブナ、ミズナラ等である。当町の基本的な林相は、スギ・ヒノキ・マツといった常緑針葉樹で形成されている。

棚倉城跡は、当町の中心市街地に位置し、本丸平場の平均標高が 264m で台状の地形に城下町とともに構築されている。この台地は西にある八溝山を源流とする久慈川がつくりだした河岸段丘でもある。本丸を中心に、サクラ類、ケヤキ、カエデ類、ツツジ類などの樹木が多数生育する。二ノ丸にはケヤキの大木もあり、本丸跡入口付近には都々古別神社（馬場）の神木であったとされる県指定天然記念物「棚倉城跡の大ケヤキ」が生育する。



第 7 図 棚倉城跡周辺の植生図

第2節 歴史的環境

1 原始・古代

当町西部を西から東へ流れ、中心市街地の東側で南に向きを変える久慈川は、奥久慈の最高峰である八溝山（標高 1,022m）を源流とし、その流れは常陸（茨城県）を通り、遠く太平洋へと至る。

この久慈川沿いを中心として、当町には原始・古代より多くの遺跡が確認でき、古くから人々が生活していたことがうかがわれる。縄文時代中期から後期の遺物が数多く出土した高渡遺跡などいくつかの遺跡があり、弥生時代の遺跡では中期標式土器のひとつである「棚倉式土器」が出土した崖ノ上遺跡が有名である。また、古墳時代には石室から人骨や骨鏃が出土した胡麻沢古墳のほか、塚原古墳群、堤古墳群などがある。奈良時代になると、遺跡のほかにも古文書や古記録によって人々の生活を知ることができる。

この時期の代表的な遺跡は、大規模な集落跡である松並平遺跡や、東北における古代仏教の一拠点である国指定史跡の流廃寺跡がある。弘仁2年（811）に当町を含む東白川郡に長有・高野の2駅が設置され、常陸国から陸奥国に至る官道が設けられる。これにより陸上交通が整備され、既に存在した久慈川の水上交通に加えて交通量の増大を当町にもたらした。

平安時代の中期に編さんされた辞典である『倭名類聚抄』によれば、当町を含む東白川郡一帯が白河郡から分かれて「高野郡」という行政区分で呼ばれていたことがわかる。この時代に当町は「入野（伊野とも）」と呼ばれていた。さらに歴史書である『続日本後記』や古代における法典集の『延喜式』を紐解くと、この頃に都々古別神社（現在の馬場・八槻都々古別神社）が成立したとされる。当時は、非常に高い格式を有し、その勢力はかなり大きく、神事などの費用にあてるための神領として、鎌倉時代まで高野郡全域を直接支配するほどであった。

2 中世

中世になると、山林を中心に修行を重ねる修験者による独特な宗教文化が形成される。修験道は、山林に入り修行を積むことで呪力を体得することを目的とした神仏混合の民間宗教で、馬場・八槻都々古別神社などが中心となり、東北における一大宗教拠点となっていた。一方で政治の面では、白河結城氏が高野郡の地を治めるようになる。白河結城氏は平安時代の末期の「奥州合戦」の功績から白河郡を恩賞として賜って以後、鎌倉幕府との関係を密にしながら支配体制を固めていった有力氏族である。その支配は長きに及び、戦国時代になると常陸より侵攻してきた佐竹氏といった他の有力氏族と激しい戦闘を繰り広げた。この頃周辺には中丸館や赤館、寺山館といった館や山城が次々と築かれた。

3 近世

江戸幕府成立後の慶長 11 年（1606）に、立花宗茂が赤館城主として初代藩主となり当地を治めることとなる。宗茂は、馬場・八槻都々古別神社の朱印状取得に尽力している。元和 8 年（1622）に、新たに藩主となった丹羽長重は寛永 2 年（1625）に棚倉城を築城した。長重は、周囲の地形より高い久慈川の河岸段丘に立地していた馬場都々古別神社の境内に着目し、神社を現在の社地に遷宮して新規築城した。天然の要塞のような地形が城を造るにあたって絶好の場所であり、加えて、古代から続く都々古別神社が宗教権威として民衆まで大きな影響力を持っていたことを利用したとも考えられている。

また、内藤家の藩主時代には、城下町の整備も進み、水戸街道、平潟街道、奥州街道、伊王野道等が通る交通の要衝としての地位を確立した。寛永 6 年（1629）に紫衣事件が発生すると、京都大徳寺の住職を務めた玉室宗珀は流罪となり、棚倉藩へ預かりの身となった。当時の藩主内藤信照は赤館城跡の南麓に庵を設け、手厚く世話をを行い、親睦を深めたとされている。以後、棚倉藩の統治は内藤家（3 代）、太田家（1 代）、越智松平家（1 代）、小笠原家（3 代）、井上家（2 代）、松井松平家（4 代）と続き、最後は阿部家（1 代）であった。

歴代藩主は、領内の寺社仏閣を手厚く庇護しており、内藤信照は光徳寺を建立、太田資晴は長久寺へ棚倉城の南門を移築寄進、松平康爵は山本不動尊へ石灯籠の寄進を行っている。

4 近代

慶応 2 年（1866）、白河藩主の阿部正静が棚倉藩主となる。慶応 4 年（1868）、棚倉藩は奥羽越列藩同盟の一員として戊辰戦争に参加する。白河小峰城の攻防戦において、棚倉藩は阿部内膳率いる「十六ささげ隊」などが活躍するも白河小峰城は落城する。白河小峰城が落城すると新政府軍は攻撃目標を棚倉藩に定め、板垣退助が率いる薩摩藩・長州藩・土佐藩・忍藩・大垣藩らの兵約 800 人が棚倉城へと進軍した。一方、城には前藩主阿部正外が率いるわずかな手勢がいるのみであり、仙台藩・三春藩等の援兵が得られなかったため、正外は落城必至と考え、新政府軍の拠点になることのないよう城に火を放ち、分領へと逃れた。その後、新政府軍は城下に進駐し、板垣は蓮家寺を本拠とし民政にあたる。

明治時代に入り、戦乱後の当地域は少しずつ復興を遂げる。明治 2 年（1869）、版籍奉還が行われると阿部正功が藩知事となり、明治 4 年（1871）、廃藩置県が行われると棚倉藩は廃止され棚倉県として新たに行政機構が整えられていった。その後は、明治 9 年（1876）、福島県へ編入、明治 22 年（1889）、町制の施行とともに行政機構が整理され、東白川郡域の中心として機能していくこととなった。

明治 2 年（1869）、9 月 2 日、当時の棚倉藩知事であった阿部正功は、旧藩士等の子弟を教育することを目的として、旧白河藩校と同名の藩校「修道館」を設置し、文武両道に分かれて教授した。分校（郷校）が 5 箇所あり、生徒の概数は寄宿生 20 名、通学者 200

名、分校生 150 名であった。教科書と諸規則は白河藩校時代と同じと伝わる。毎月一度、試験を行い、学力により一等から四等まで級別に区分していた。明治 4 年（1871）10 月、当町が平泉の管轄となった時に廃校となるが、その後、明治 5 年（1872）の学制発布と同時に、修道館の講堂跡を校舎として修道小学校が開校し、明治 6 年（1873）に棚倉小学校と改称し、現在に至っている。

東白川郡の中心となった当町は、近隣町村に比べて近代化が速く進んだ地域といえる。産業面では、明治 21 年（1888）に棚倉製糸会社、明治 34 年（1901）には上台葡萄酒醸造株式会社が発足したが、赤字経営が続き大正年間には廃業している。また、瀬ヶ野区と小爪区の炭鉱において石炭の採掘が行われており、第二次世界大戦直後まで続いた。金融面では、明治 12 年（1879）に棚倉協同株式会社、明治 23 年（1890）に棚倉銀行が創立されており、前者は現在の東邦銀行につながるものである。

交通の面では、大正 5 年（1916）に白棚軽便鉄道が営業を開始した。しかし、昭和 7 年（1932）に大郡線（後の水郡線）が当町まで敷設されると、白棚線は経営悪化に拍車がかかり、昭和 11 年（1936）に政府借上、昭和 19 年（1944）にレール撤去となった。

現在、白棚線の軌道跡は JR バス関東白棚線の一部専用道路となっている。

5 現代

満州事変以後、当町でも戦時体制が強化され物資統制などが進むなか、昭和 15 年（1940）の大火により、町内の約 200 戸が焼失した。また、戦後は進駐軍による農地改革により、経済界の再編成が行われ、昭和 20 年代は棚倉簡易裁判所、東白川地方事務所、棚倉税務署などの行政機能が整えられていく。

昭和 30 年（1955）1 月には、棚倉町、社川村、高野村、近津山岡組合村が合併し、新制「棚倉町」が誕生した。

昭和 40 年代になると上水道の給水が開始され、小中学校の新改築、中央公民館の新設、学校給食センターの完成などインフラや教育施設の整備が進められていった。さらに、昭和 50 年（1975）、中学校跡地を運動場として整備し、町総合体育館が完成する。また、町史編さん事業が完了し、生涯学習に関連するハード面・ソフト面の事業が完了していった。

平成 2 年（1990）には、複合施設であるルネサンス棚倉がオープンし、平成 7 年（1995）に棚倉町文化センターが開館している。

6 棚倉町の中世・近世城館

棚倉城跡周辺には、棚倉城築城以前に棚倉の中心拠点であった赤館跡などが存在する。赤館跡は棚倉町の中心市街地から北に約 1 km の社川と久慈川との分水嶺に位置する。南側からの比高約 70m、標高約 345m の山城で、800m 四方の広大な範囲を有し、本城・別郭・外郭の 3 区画から成る。現存する遺構は土塁と空堀、曲輪などである。

戦国時代において白河結城氏、蘆名氏、佐竹氏、伊達氏による領地争いにより領主が目まぐるしく替わり、慶長 11 年（1606）に立花宗茂が入封し初代棚倉藩主となる。のちに丹羽長重により棚倉城が築城されると廃城となり役目を終える。

第 1 表、第 8 図は、棚倉城跡周辺の主要関連城館跡の概要である。

第 1 表 棚倉町中世・近世城館一覧（『棚倉城跡』より）

No.	城館名	所在地	現存遺構
1	古矢鎌館跡	堤字池下、薬師下	曲輪、空堀、土塁、堀底道
2	中丸館跡	板橋字日照田、福井字中丸	曲輪、空堀、土塁、土橋、虎口、櫓台
3	赤館跡	棚倉字風呂ヶ沢、桧木字芋畑沢	曲輪、空堀、土塁、土橋、堀底道
4	花園館（上台地区）・赤館	上台字カハキ沼、長峰、花園字沢目	曲輪、空堀、土塁、土橋、虎口、堀底道
5	鹿子山館跡	花園字鹿子山、棚倉字風呂ヶ沢	曲輪、空堀、土塁、堀底道
6	千石館跡	山際字千石	曲輪
7	東山館跡	流字東山	腰郭
8	寺山館跡	流字豊山、寺山字久沢	曲輪、空堀、土塁、枳形虎口、櫓台
9	八槻館跡	八槻字大宮	曲輪、空堀、土塁
10	金井館跡	寺山字長畑	曲輪、空堀、土塁、櫓台、堀底道
11	三上（城）館跡	岡田字入沢	曲輪、腰郭、空堀、土塁、土橋、堀底道



第8図 棚倉城と周辺城館跡

7 棚倉町の指定文化財

棚倉町には、貴重な文化財が数多く遺され、国指定史跡の棚倉城跡をはじめとして、36 の文化財が指定文化財として保護されている。以下に指定文化財の一覧を掲載する。

第2表 指定文化財一覧表

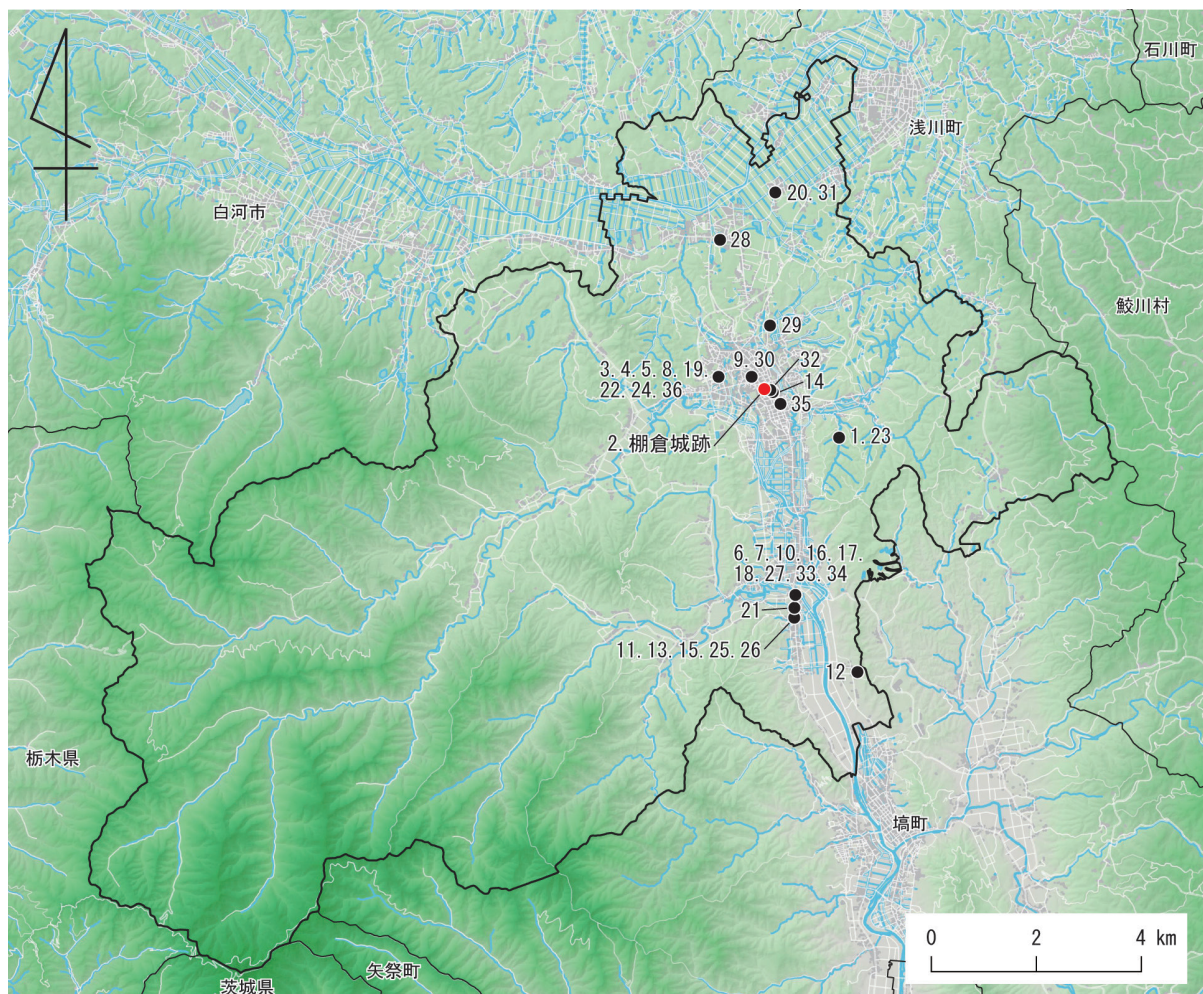
NO	別	種類	指定年月日	名称	所在地
①	国指定	史跡	平 26・3・18	流廃寺跡	大字流字東山
②	〃	史跡	平 31・2・26	棚倉城跡	大字棚倉字城跡
③	〃	重文（工）	昭 25・8・29	長覆輪太刀 1 口	大字棚倉字馬場
④	〃	重文（工）	昭 25・8・29	長覆輪太刀 1 口	〃
⑤	〃	重文（工）	昭 34・6・27	赤絲威鎧残闕 1 括	〃
⑥	〃	重文（工）	昭 36・2・27	銅鉢 4 口	大字八槻字大宮
⑦	〃	重無形民文	平 16・2・6	都々古別神社の御田植	〃
⑧	〃	重文（建）	平 26・12・10	都々古別神社本殿	大字棚倉字馬場
⑨	国認定	重文（工）	昭 18・10・1	銅鐘 1 口	大字棚倉字新町
⑩	〃	重文（彫）	昭 19・7・6	木造十一面観音立像	大字八槻字大宮
⑪	県指定	重文（書）	昭 30・2・4	聖護院道興短冊 1 幅	〃
⑫	〃	天然記念物	昭 30・2・4	二柱神社のスギ	大字寺山字守崎
⑬	〃	重文（工）	昭 30・2・4	銅製釣灯籠 2 基	大字八槻字大宮
⑭	〃	天然記念物	昭 51・5・4	棚倉城跡の大ケヤキ	大字棚倉字城跡
⑮	〃	重文（書）	昭 53・4・7	八槻文書 2 4 2 点	大字八槻字大宮
⑯	〃	重有民文	昭 54・3・2	八槻都々古別神社の古面 1 7 口	〃
⑰	〃	重無民文（芸）	昭 54・3・23	八槻都々古別神社の神楽	〃
⑱	〃	重文（工）	昭 57・3・30	八槻都々古別神社御正体	〃
⑲	〃	重文（工）	昭 57・3・30	馬場都々古別神社御正体	大字棚倉字馬場
⑳	〃	重無民文	昭 63・3・22	お梶明神の梶送り行事	大字福井・大字玉野・大字一色・浅川町大字箕輪
㉑	〃	重文（工）	平 8・3・23	銅鉢 1 口	大字八槻字大宮
㉒	〃	重文（工）	平 15・3・25	鉾形祭具 3 本	大字棚倉字馬場
㉓	〃	重文（考古）	平 15・3・25	流廃寺跡出土金銀象嵌鉄剣 1 口	大字棚倉
㉔	〃	重文（古文）	平 17・4・15	都々古別神社文書等 2 2 点	大字棚倉字馬場
㉕	〃	重文（典籍）	平 20・4・4	大般若経 6 0 0 帖	大字八槻字大宮
㉖	〃	重文（建）	平 25・4・5	八槻家住宅 旧主屋及び書院棟・表門・脇門 4 棟	〃
㉗	〃	重文（建）	令 1・10・15	八槻都々古別神社本殿・隨身門 2 棟	大字八槻字大宮
㉘	町指定	天然記念物	昭 54・5・30	希望の桜	大字逆川
㉙	〃	天然記念物	昭 54・5・30	花園の高野槇	大字花園
㉚	〃	有形	昭 55・5・31	蓮家寺山門	大字棚倉字新町
㉛	〃	重無民文	昭 61・10・20	お梶明神遷座の行事	大字福井・大字玉野・大字一色
㉜	〃	有形	平 18・3・24	阿部正備茶室	大字棚倉字城跡
㉝	〃	有形	平 19・4・2	銅造十一面観音菩薩坐像	大字八槻字大宮
㉞	〃	有形	平 19・4・2	銅造観音菩薩立像	〃
㉟	〃	有形	平 19・4・2	銅造地藏菩薩立像	大字古町字古町
㊱	〃	有形	平 19・4・2	木造大黒天立像	大字棚倉字馬場

(1) 都々古別神社本殿

都々古別神社は、陸奥一宮として崇敬されてきた古社である。本殿は、文禄3年(1594)に佐竹義宣が造営したとみられる。もとは棚倉城の地にあったが、寛永2年(1625)に現在地へ移された。形式は本格的な三間社流造であるが、組物を出三斗とし、彫刻を用いないなど、簡素なつくりとする。反りのある垂木、庇に架けた水平に近い梁などが中世的な要素である。東北地方において数少ない桃山期の本殿建築として、高い価値を有しており、中世から近世への転換期における様式や技法を知る上で、貴重な存在である。(文化庁国指定文化財データベースから)

(2) 棚倉城跡の大ケヤキ

樹齢(推定):640年、樹高:32.3m 胸高周囲:950m 科目:ニレ 樹種:ケヤキ
藩主の丹羽長重は、棚倉城の築城に際して、都々古別神社の境内地に築城することとし、神社を現在の馬場に遷し、併せて神社建築のために境内にあった木々を材料として使用した。当時の境内はうっそうと種々の木々が茂っていたものと考えられ、このケヤキもその中の一本で、場所も良く、神木で形も優れていたため、シンボルとして残されたものと推察されている。



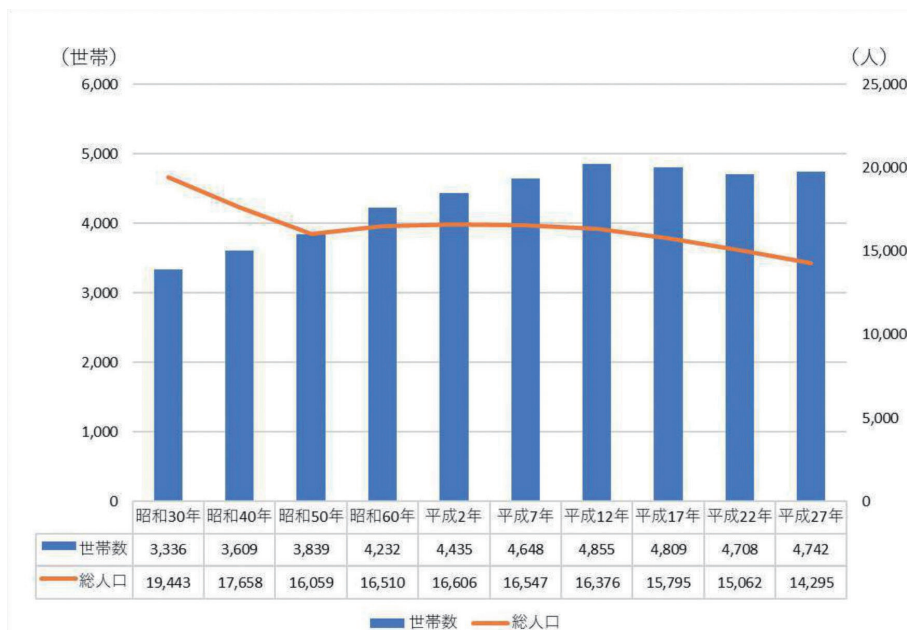
第9図 指定文化財位置図

第3節 社会的環境

1 人口

当町の人口は、昭和30年（1955）の町村合併時には19,433人であったが、その後年々減少し、昭和50年（1975）には16,059人となった。その後は、企業誘致等の施策により平成2年（1990）には、16,606人まで増加したが、平成7年（1995）以降はまた減少の一途をたどっており、平成27年（2015）には14,295人となった。一方で、世帯数の推移をみると、平成12年（2000）4,855世帯をピークに減少傾向にあり、平成22年（2010）では、4,708世帯であった。しかし、平成27年（2015）には4,742世帯と若干増加に転じた。

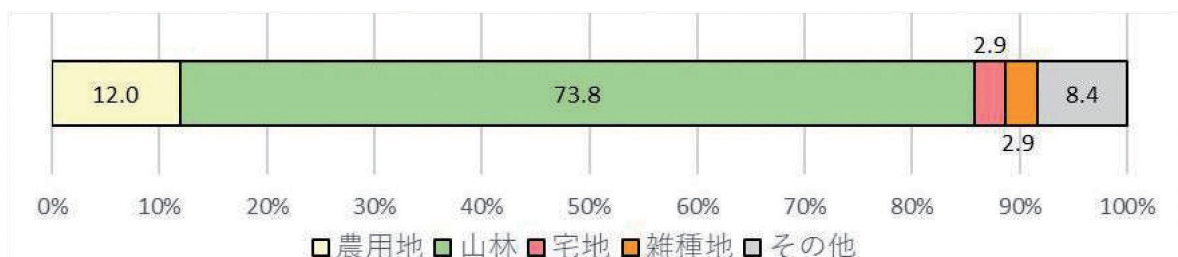
棚倉城跡の位置する城跡地区の人口（住民基本台帳：令和5年（2023）1月1日現在）は13,277人、世帯数5,110世帯である。



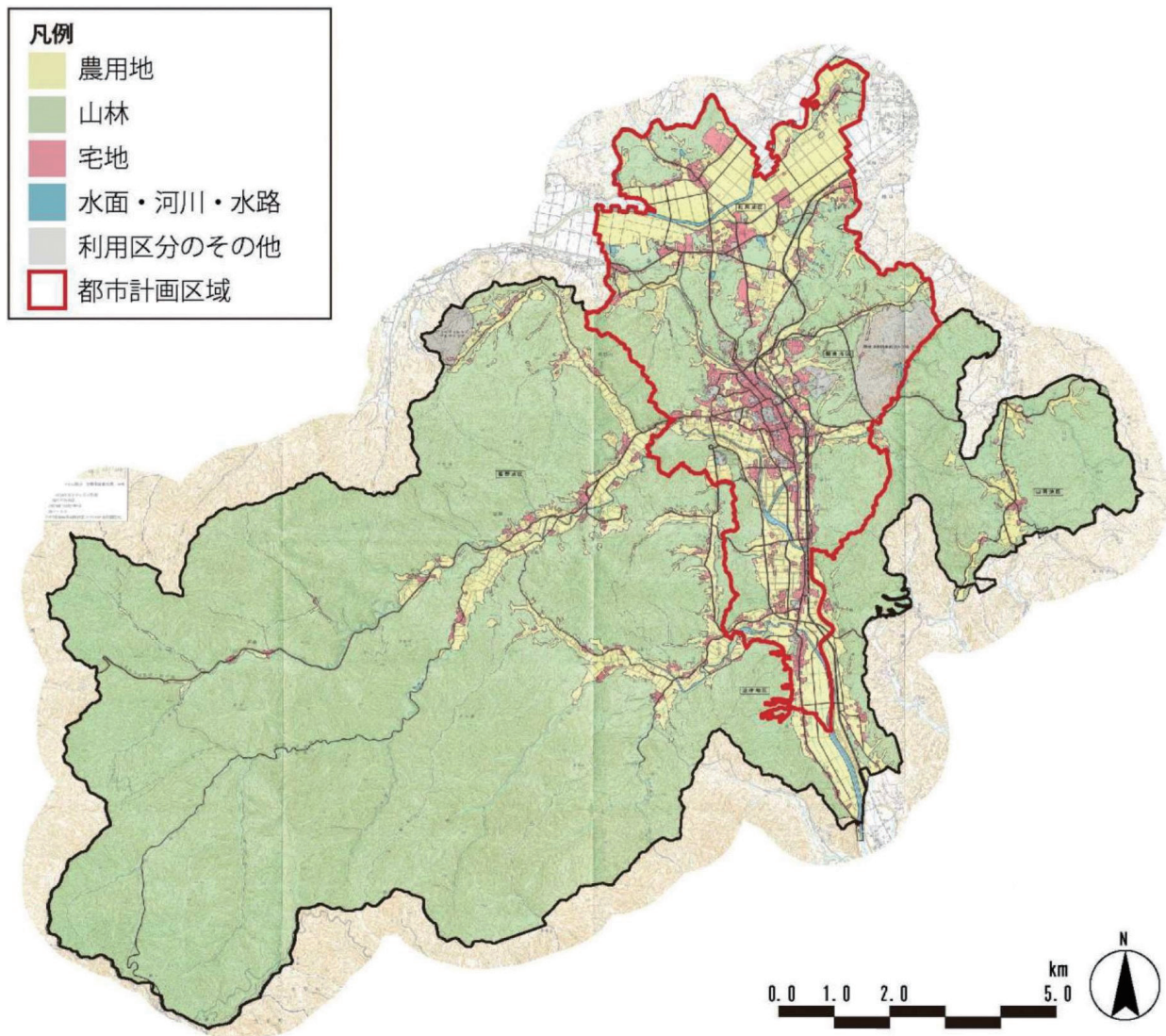
第10図 総人口と世帯数の推移

2 土地利用

当町における平成31年（2019）1月1日時点の土地利用状況は、町域の総面積15,993ha（159.93km²）に対して、田が1,249.23ha、畑が67,783ha、山林が11,807.46ha、宅地が457.23ha、雑種地が455.96haなどとなっており、総面積の約12%が農用地であり、約74%を山林が占めている。また、町の中央部を中心に3,602.00haが都市計画区域に指定されている。



第11図 土地利用状況の割合



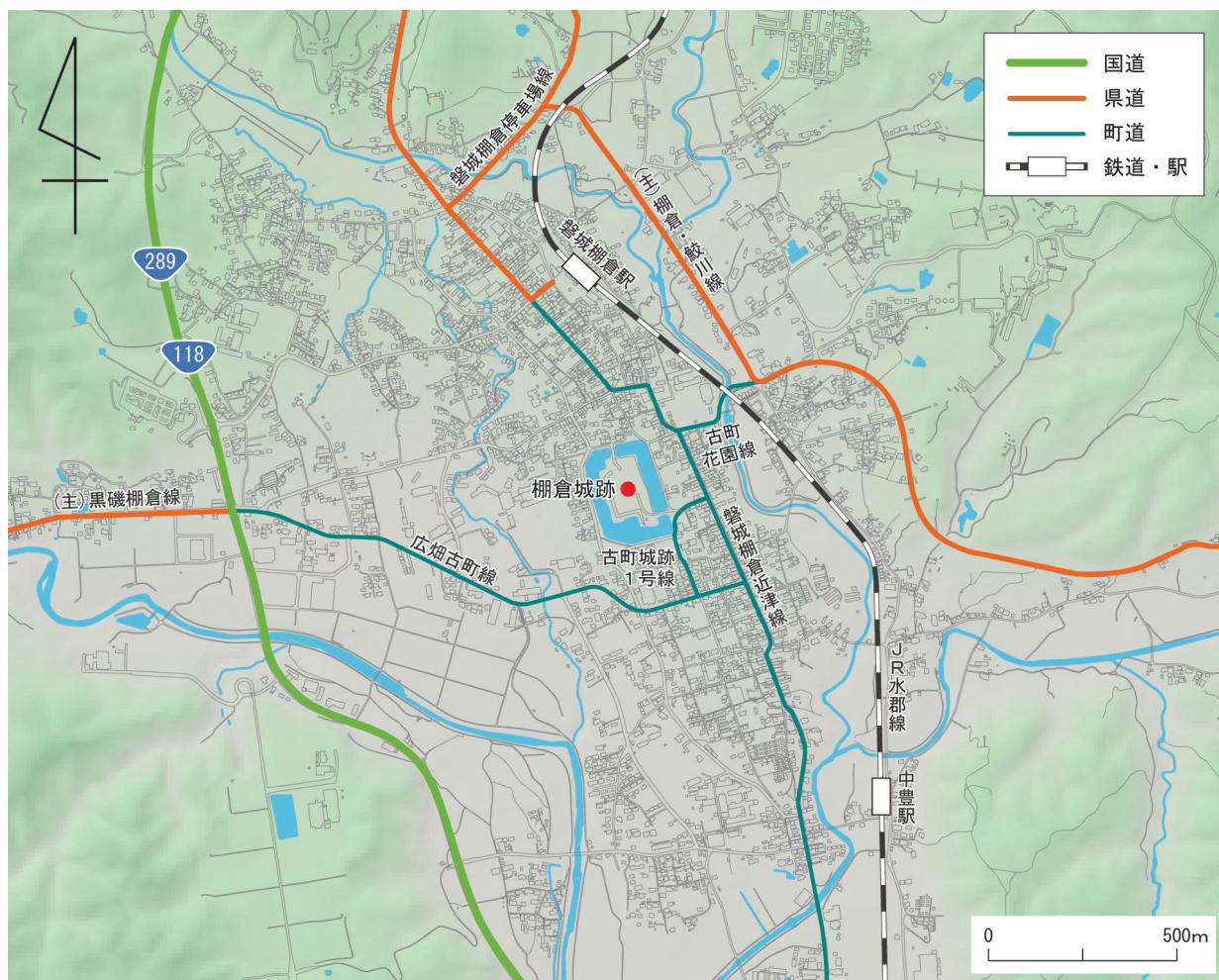
第 12 図 棚倉町の土地利用状況図

3 道路・交通

当町の基盤道路としては、茨城県水戸市を起点に当町を南北に通る、福島県会津若松市を終点とする国道 118 号と、新潟県新潟市を起点に当町を北西から南東に抜け、福島県いわき市を終点とする国道 289 号がある。その他にも主要地方道である黒磯・棚倉線や棚倉・矢吹線などが通っている。

当町の公共交通は、鉄道と路線バスが運行している。鉄道においては、JR 水戸駅と JR 郡山駅を結ぶ JR 水郡線が町を南北に縦断しており、町内には北側から「磐城棚倉駅」、「中豊駅」、「近津駅」の 3 駅がある。路線バスは、白河市と棚倉町を結ぶ JR バス白棚線が運行している。他に東白川郡内の町村と当町及び白河市を結ぶ福島交通バス路線が 4 路線と、鮫川村営バス 1 路線が運行しており、東白川地方の交通の要衝となっている。

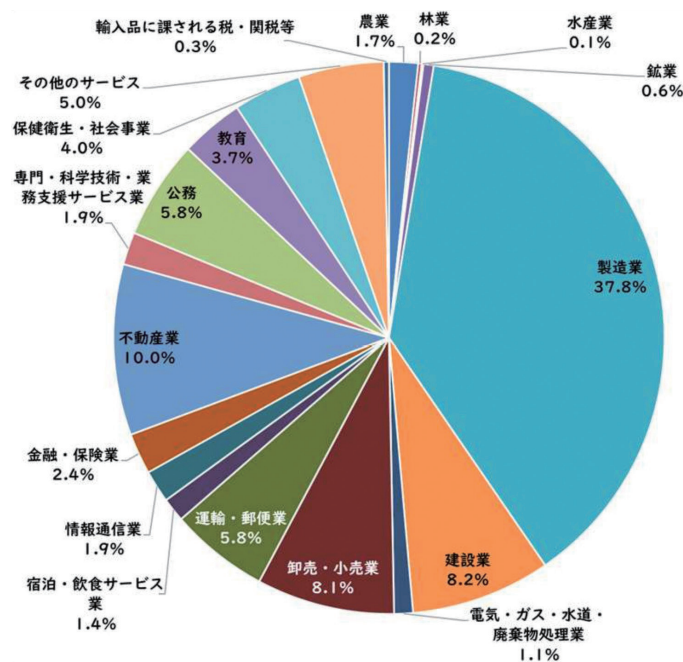
史跡棚倉城跡へのアクセスは、公共交通機関等による場合には、JR 磐城棚倉駅、JR バス白棚線棚倉郵便局前、福島交道路線バスの古町一丁目バス停から徒歩で訪れることになる。自家用自動車等を利用する場合には、国道 118 号・国道 289 号から主要地方道黒磯・棚倉線を利用したアクセスが想定される。



第 13 図 周辺道路・交通の状況

4 商工業

当町は東北地方の南端に位置し、首都圏から 200km 圏内にあるという立地の良さから、紙加工関連や自動車関連の大規模な工場が進出している。他にも様々な分野の工場が立地しており、製造業が当町の商工業をけん引している。福島県がまとめた平成 28 年 (2016) 度福島県市町村経済計算によると、当町の市町村内総生産 60,174 百万円のうち、22,734 百万円、約 37.8% を製造業が占めている。



第 14 図 棚倉町内総生産の業種別割合
(資料：福島県市町村民別経済計算)

また、当町の卸売業及び小売業を営む事業所数は、昭和 57 年（1982）には、481 事業所、年間商品販売額が 19,647 百万円であったが、平成 9 年（1997）には、305 事業所、年間商品販売額が 27,152 百万円と事業所数は減少したが年間商品販売額は増加した。

しかし、それ以降事業所数、年間商品販売額がともに年々減少し、平成 26 年（2014）には、172 事業所、年間商品販売額が 20,611 百万円となっている。平成 21 年（2009）に町内を通る国道 118 号及び国道 289 号の棚倉バイパスが全線開通して以降、町内への大型店舗の出店や近隣市町村に大型ショッピングセンターが開業したことに加え、自営業者の高齢化や後継者不足などにより中心市街地の空洞化が進んでいる。まさに史跡棚倉城跡は空洞化が進む中心市街地に位置している。

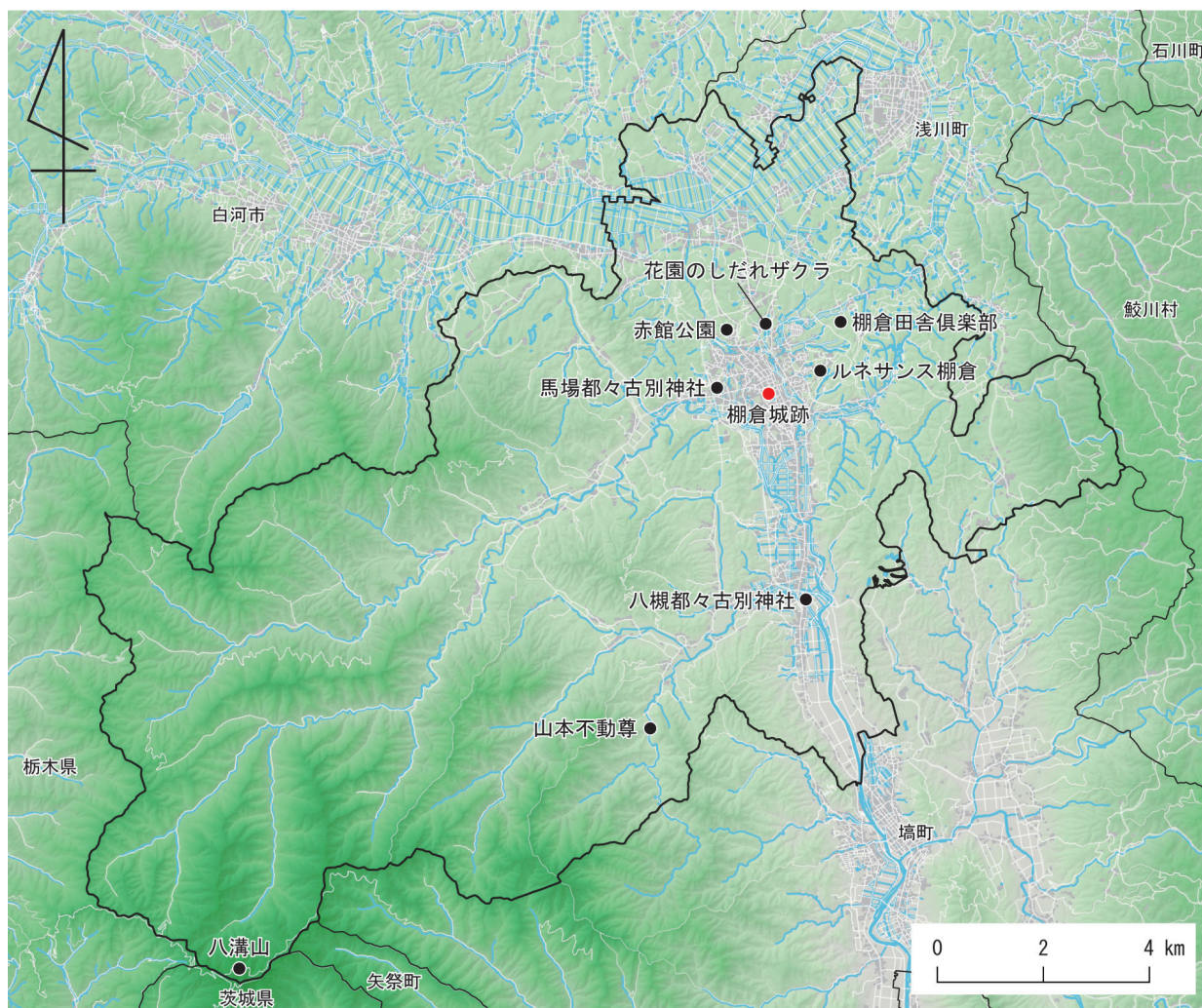
5 観光

当町の観光スポットとしては史跡棚倉城跡をはじめ、馬場都々古別神社（本殿は国指定重要文化財）、八槻都々古別神社（本殿及び随身門は県指定重要文化財）、山本不動尊など豊かな自然と古くからの歴史が織りなす場所が多い。さらに、春には亀ヶ城公園（棚倉城跡）、赤館公園（赤館跡）、花園のしだれサクラなど多くの人が花見を行うサクラの名所もあり、秋には山本不動尊や八溝山、馬場都々古別神社など紅葉を楽しむ名所も多い。

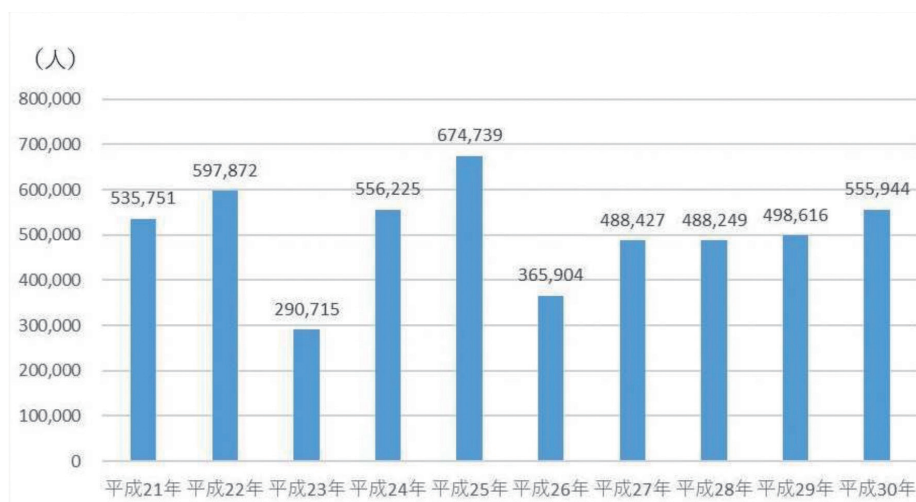
他にも当町には、平成 2 年（1990）に開業した第 3 セクター方式のリゾート型多目的宿泊施設ルネサンス棚倉があり、総面積 24ha の土地に 14 面のテニスコートや屋内プール、ジム設備などのスポーツ設備のほか、クアハウス、会議室、宴会場などを備え、開業以降、学生合宿や事業所の研修など、団体客を中心に多くの人に利用されている。

なお、福島県がまとめた観光客入込状況調査によると、棚倉町の観光入込客数は、東日

本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害等により、平成22年（2010）の597,872人に対し、平成23年（2011）には290,715人で対前年比307,157人、率にして51.4%減少した。その後は風評被害払拭のPR活動の実施や平成25年（2013）にはJA農産物直売所の開業、ルネサンス棚倉の施設改修等により、平成30年（2018）には555,944人となり、ほぼ東日本大震災前の水準まで戻りつつある。



第15図 棚倉町観光スポット位置図



第16図 棚倉町の観光入込客数の推移（資料：福島県観光客入込状況調査）

6 法規制

棚倉城跡とその周辺の土地利用や景観保全に関連する法令・条例の概要は以下の通りである。

(1) 都市計画法

当町の総面積の 15,993ha のうち 3,602ha が都市計画区域に指定されている。

(2) 景観法

当町は、良好な景観を形成している県土の景観形成施策を推進するために策定された「福島県景観計画」による景観計画区域に町全体が指定されている。福島県景観計画では、届出が必要な行為及び景観形成基準が定められ、一定規模以上の建築物・工作物等の開発に対し良好な景観を形成するよう規制している。

当町には、久慈川や社川等の豊かな河川によってもたらされた美しい田園風景が広がる農村景観や、棚倉城の城下町としての街並みといった歴史的景観等良好な景観が形成されている。

第3表 福島県景観計画区域における届出の必要な行為

行為の種類			規模
建築物	新築または移転		高さ 13m 超又は建築面積 1,000 ㎡超
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が 10 ㎡超
工作物	新築又は移転	ア 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの。	高さ 5m 超
		イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く。）	高さ 13m 超
		ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
		エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
		オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ 20m 超
		カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ 13m 超え又は築造面積 1,000 ㎡超
		キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
		ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
		ケ 自動車の駐車の用に供する立体的な施設	
		コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設			
シ 彫像、記念品その他これらに類するもの			
増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が 10 ㎡超	
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為）			面積 3,000 ㎡超又は法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			面積 3,000 ㎡超え又は法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			高さ 3m 超又は堆積の用に供される土地の面積 500 ㎡超
水面の埋立て又は干拓			面積 3,000 ㎡超又は法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超

（３）福島県屋外広告物条例

貼り紙や立看板、広告塔などの屋外広告物が無秩序に氾濫することは、歴史的風致や良好な景観を損ない、通行者等に危害を及ぼす恐れがある。

当町における屋外広告物は、福島県屋外広告物条例により規制されている。この条例では、「良好な景観の形成」及び「風致の維持」などの観点から、町の美観や自然景観を損なわないような規制が定められている。棚倉城跡においては、第 17 図で図示した範囲が都市公園区域に指定されており、福島県屋外広告物条例第 3 条第 8 項により、「広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。」と規定されている。

第 4 表 福島県屋外広告物条例で定める地域区分

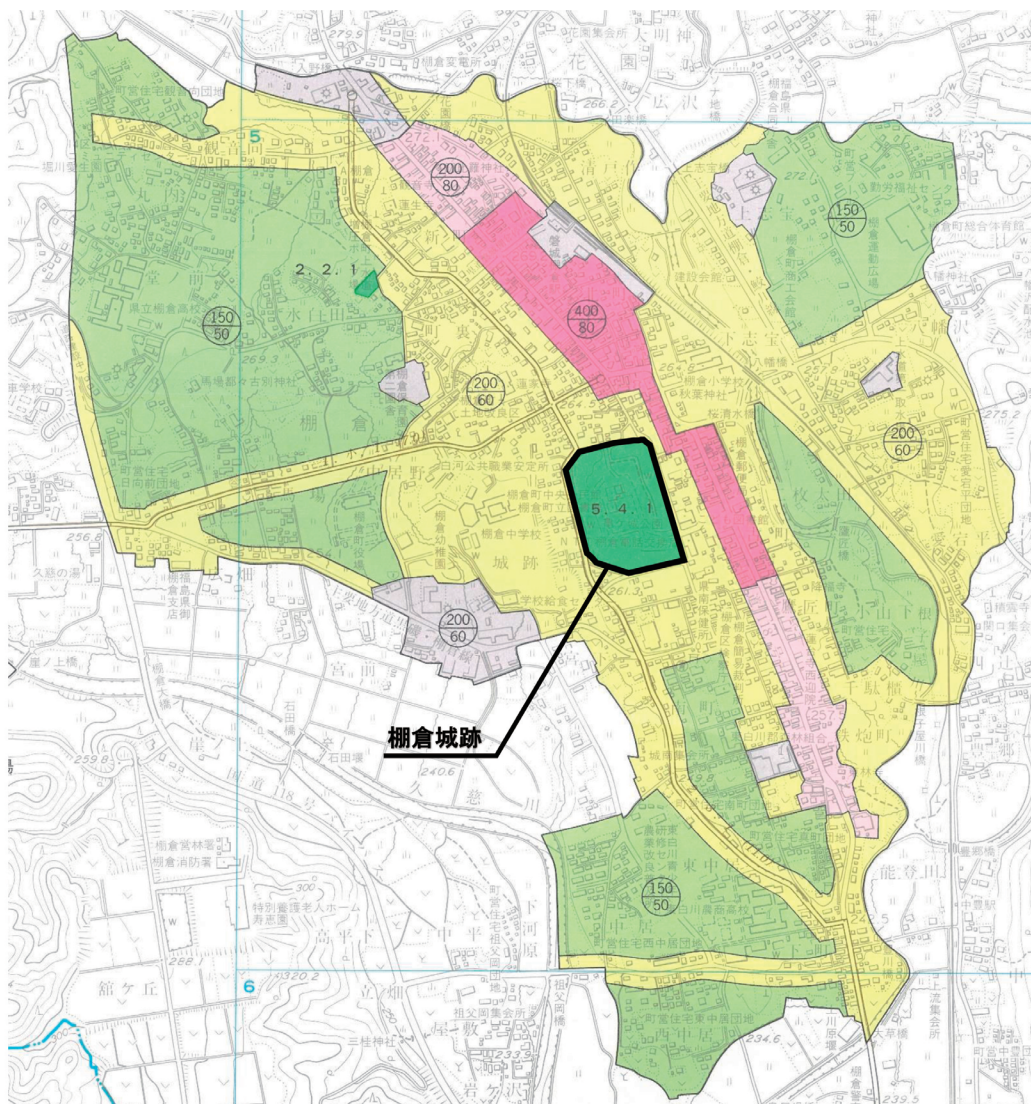
「第一種特別規制地域等」と「第二種特別規制地域」の区分

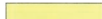
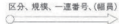
区分	具体的地域
第一種特別規制地域等	第一種低層住居専用地域、風致地区
	国及び県指定の重要文化財である建造物、天然記念物等の敷地
	風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域外）
	磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域
	半田沼（桑折町）の周囲 300m 以内
第二種特別規制地域等	第二種低層住居専用地域
	国及び県指定の重要文化財である建造物、天然記念物の周囲 300m 以内
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域内）
	都市公園の区域
	高速自動車道路及びその両側 500m の区域※
	指定道路及び鉄道（都市計画区域外）の両側の指定区域※
	官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地
	古墳、墓地、神社等の敷地

※ 道路及び鉄道から展望できない地域及び家屋連たん地区（隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ 50m 以下で 30 戸以上の家屋が連たんする地域）は除く。

「第一種普通規制地域等」と「第二種普通規制地域等」の区分

区分	具体的地域
第一種普通規制地域等	都市計画法の都市計画区域 （第一種・第二種低層住居専用地域及び商業地域・近隣商業地域を除く）
	指定道路及びその両側 1,000m の区域※
	鉄道全線及びその両側 1,000m の区域※
	河沼郡柳津町大字柳津地内
第二種普通規制地域等	都市計画法の商業地域・近隣商業地域



区 分		凡 例	備 考	
都 市 計 画 区 域				
用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域			容積率 建ぺい率 単位%
	第一種住居地域			
	近隣商業地域			
	商業地域			
	準工業地域			
公 園				
都 市 計 画 道 路				
そ の 他 の 施 設				

第 17 図 都市計画図

(4) 福島県立自然公園条例に基づく県立自然公園（奥久慈県立自然公園）

棚倉城跡の 4.9ha が福島県立自然公園条例に基づく奥久慈県立公園(棚倉城跡地区)に指定（昭和 23 年（1948）10 月 18 日指定）されている。この棚倉城跡地区は自然公園の普通地域になっており、一定規模以上の工作物の新築、改築や工作物の設置など、一部の行為には、事前の届出が必要となる。

第5表 県立自然公園の区分

区 分	特 徴
第1種特別地域	風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
第2種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域。
第3種特別地域	風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。
普通地域	特別地域に含まれない地域。



保護計画凡例		利用計画凡例	
	普通地域		園地

第18図 奥久慈県立自然公園における「棚倉城跡地区」
(奥久慈県立自然公園公園計画図一部加工)